

(8) CST養成事業実施委員会**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

CST養成事業実施委員会は、理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー）養成拠点構築事業「科学リテラシーと観察・実験指導能力に優れたCST養成プログラム」（以下「CST養成事業」という。）を円滑に実施するという目的を達成するため設置されている。

本委員会は、次の事項を審議している。

- i) CST養成事業の実施に関する事項
- ii) その他学長が必要と認めた事項研究結果報告書の検証に関する事項

イ 組織の構成及び構成員等

CST養成事業実施委員会は、学長が指名する理事，学長が指名する副学長，学長が指名する教員9人，CST養成事業共同実施機関等の担当者15人により構成されている。

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況**

平成27年度においては、委員会を2回開催した。

イ 審議された主な事項

- i) 平成27年度CST養成事業実施計画
- ii) CST認定規準及びCST養成プログラム修了規準
- iii) 平成27年度CST養成プログラム修了判定及びCST認定
- iv) 平成28年度CST養成事業実施計画

③ 優れた点及び今後の検討課題等

本委員会に置かれる企画運営専門部会及び認定運営専門部会は、2回開催し、主に企画運営専門部会ではCST養成事業の企画運営に関する事項について審議を行い、認定運営専門部会では、CST養成事業の認定規準（基準）及び方法に関する事項について審議を行った。

今後は、第3期中期目標・中期計画の年度計画の実施に向け、CST養成事業の実施等に関する目標を達成するため、本委員会に課せられた事項についてさらに検討を深め実施する必要がある。